

福祉サービス第三者評価評価結果報告書(概要)

公表日:令和5年11月20日

評価 機 関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年4月26日
	訪問調査日	令和5年7月19日
	評価結果の確定日	令和5年11月2日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	こうご中央保育園	種別	保育所		
事業所代表者名	園長田丸利恵	開設年月日	平成20年4月1日		
設置主体	社会福祉法人清撰福祉会	定員	160人	利用人数	170人
所在地	〒733-0823広島市西区庚午南1丁目7-10				
電話番号	082-507-2008	FAX番号	082-507-4567		
ホームページアドレス	https://www.kougo-seishou.jp/kougochuou.html				

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○0歳児(生後58日~)から5歳児の保育	毎月:避難訓練、身体測定、誕生会
○延長保育(早朝、夕方、土曜)	入園式、卒園式、遠足、夏祭り、運動会、保育参観、
○一時保育/子育て支援	発表会
	正課授業(4・5歳児):音楽指導・食育活動(月1回)
	課外授業(4・5歳児希望者):学研・ECC(月2回)
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○保育室 3室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○乳児室 3室	○屋外遊戯室 2か所 ○事務室 1か所
○一時保育室 1室	○ほふく室 1か所
○子育て支援室 1室	○その他
○保健(医務)室 1室	トイレ(11か所)、調理室(1か所)、沐浴室(1か所)、砂場(1か所)、足洗い場(2か所)、プール(組立設置)

職員の配置

職種	人数(うち常勤の人数)	職種	人数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	5人(2人)
副園長(副所長)	1人(1人)	嘱託医	2人(0人)
主任保育士	1人(1人)	事務員	2人(1人)
保育士	28人(26人)		
管理栄養士	1人(1人)		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

こうご中央保育園は、約25年前に開始した託児所を原点とし、待機児童数の多かった広島市西区で公募があった現在の庚午の地で、社会福祉法人清撰福祉会の立ちあげと同時に平成20年4月に設立されました。園はマンションや戸建ての多い住宅街に立地し、工場や商業施設のある商工センターにも近く、佐伯区や安佐南区など広島市内の広範囲から子どもを受け入れておられます。どのような世の中になっても、自分で未来を切り開いていける子どもを育てるために、「生きる力をはぐくむ保育」を目標に最新の教育を取り入れた保育に取り組まれています。今回初めて福祉サービス第三者評価を受審されました。園の設立から15年が経過し、また、コロナ禍で制約のある中で取り組まれてきた保育を見直し、さらなるサービスの向上に繋げていけるよう評価結果を前向きに捉えておられました。

◎特に評価の高い点

- (1) 苦情解決の体制、意見・要望の受付手順を定め、第三者委員や広島県社会福祉協議会などの相談窓口を玄関に掲示して保護者に周知し、受け付けた意見・苦情の内容および対応方法は、詳細に記録して保管しておられます。(管理運営編 No.23:意見を述べやすい体制の確保②)
- (2) 虐待防止・感染症予防・災害対策などの業務マニュアルが整備されています。特に日々の保育に関わるマニュアルは、視覚的に理解できるよう図式化し簡潔にまとめられ、各保育室に配備されています。特に重要な項目は、定期的に掲示位置を変更して慣れが生じないような工夫がされています。(管理運営編 No.:26:標準的な実施方法の確立)
- (3) 年中・年長クラスを対象に、毎月、野菜の種取りや筋取り、解体した魚の観察など、管理栄養士と一緒に、調理の工程や食物の大切さを学ぶ食育の時間を設けておられます。(サービス編 No.12:食育の推進)
- (4) 遊具や鉄棒、泥遊びができる砂場、野菜なども栽培できる1階の園庭の他、屋上にも遊具を設置して遊びスペースを確保し、プール遊びの際には、遮光ネットや周辺マンションから見えないよう目隠しカーテンを利用して子どもと職員が安全に水遊びを楽しめるよう配慮しておられます。1階には、絵本を読んだり遊ぶことができるカーペット敷きのフリースペースも設けておられます。(サービス編 No.15:空間の確保)
- (5) 年中・年長の子どもを対象に、月に2回、外部の専門家を招いた音楽指導の時間を設け、マリンバや楽器の演奏などを通じて音楽を楽しむ心を育てられています。(サービス編 No.19:表現活動)

◎特に改善を求められる点

- (1) 中・長期計画は、施策と取り組み、目標利用人員、固定資産物品購入、修繕計画などを具体的に記し策定されていますが、単年度の事業計画が明文化されていませんでした。保育内容や職員育成など事業所の方針を1年間の計画として示して職員と共有し、「全体的な計画」など保育計画ともリンクさせることで、より質の高い保育サービスの実現に繋げていかれることを期待します。(管理運営編 No.4:適切な事業計画策定)
- (2) 過去に保護者へ実施したアンケート調査の意見により職員が疲弊した経緯から、現在は保護者アンケートの実施、意見箱の設置はしておられないとのことでした。保護者が意見を述べる手段として、アンケート調査や意見箱の設置など複数の方法を設定してはいかがでしょうか。また、受け取った意見は管理職が精査して組織として職員をカバーする仕組みを構築され、必要に応じて職員にフィードバックし、職員を守りながらサービスの向上に繋げていかれることを期待します。(管理運営編 No.21:利用者満足の向上、No.22:意見を述べやすい体制の確保①、サービス編 No.25:保護者等との連携、共有)
- (3) 指導計画等での計画や評価・改善の記載内容にレベルのばらつきが散見されました。運営規程と事務分掌にあるとおり、今後は、園長・副園長・主任保育士が、計画作成の段階から関わり、「全体的な計画」や「年間保育計画」「月間指導計画」の連動性を持った作成と、「ねらい」に沿った「評価・反省」の指導と承認が行われ、指導計画やその評価が職員全員に周知されるよう期待します。(サービス編 No.4:保育課程、No.5:指導計画)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

自己評価では一つひとつの項目について、しっかり振り返る機会となり、時間をかけて考え、評価反省、今後の課題等、見つめなおすことが出来ました。「保育」だけでなく、保育に関わる「運営」「管理」等、どれも切り離せない大切なことで、組織全体で協力していく大切さも感じました。保護者アンケートのご意見は貴重でとてもありがたく、今後の保育園活動の支えにさせていただくとともに、改善策にもつなげていきます。評価調査の方ご来園の際、保育の楽しさや大変さに共感していただき、専門的な助言もいただきとても励みになりました。福祉サービス第三者評価を受けることができて良かったです。ありがとうございました。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービス (法人または事業所) の基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	「生きる力をはぐくむ保育」を基本に、基本理念・基本方針を明文化し、職員の行動規範となるよう新任研修や職員会議などで振り返りの時間を持たれています。理念・基本方針は、パンフレットや重要事項説明書、ホームページにも記載し、入園説明会や見学時に保護者へ説明しておられます。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	施策と取り組み、目標利用人員、固定資産物品購入、修繕計画などを具体的に記し、令和5年から5年間の中・長期計画として策定されています。事業計画は、前年度の実績をもとに、職員に説明しておられます。 ◎中・長期計画は策定されていますが、単年度の事業計画が明文化されていませんでした。保育内容や職員育成など事業所の方針を1年間の計画として示して職員と共有し、「全体的な計画」など保育計画ともリンクさせることで、より質の高い保育サービスの実現に繋げていかれることを期待します。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	園長は、率先してコンプライアンス研修を開催し、職員へ法令遵守の意識付けをされるとともに、現場に入り、保育に携わりながら、業務の中で直接職員と話し合う機会を設けておられます。人事・労務・財務の状況は法人本部で統括されており、園長は随時内容を把握し、業務の効率化などに取り組まれています。 子どもの送迎を玄関先で行うことで子どもの準備時間を軽減したり、お昼寝マットを園で準備し、オムツもパックごと持ち込みオムツの名前書きをなくすなど、保護者の負担軽減にも努めておられます。
2 組織(法人または事業所)の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	全国保育協議会や全国私立保育連盟などの専門誌を購読し、社会福祉事業の動向について把握しておられます。年に3回開催される法人の園長会議で在園児数の推移等を把握し、園の経営についての振り返りを行うとともに、職員数と職員配置を見直し、受け入れニーズへの対応が検討されています。利用率等の分析を行い、経営状況や改善すべき課題は理事・監事等で共有し、必要に応じて税理士等の専門家の助言・指導も受けておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	必要最低数ではなく、安全に保育ができる人員配置を意識した採用計画が立案され、一人暮らし支援制度や職員のミスマッチを防ぐための職員による紹介制度など、様々な方法で人材の確保に努めておられます。 男性保育士も積極的に採用し、男性トイレの設置や法人内の男性職員同士の親睦を深める「男子会」の定期的な実施など、女性の多い職場の中で男性職員の働きやすい環境作りにも努めておられます。 経験年数に応じた個別の年間研修計画を作成し、外部研修にも積極的に参加しておられ、希望する職員には外部講師によるピアレッスンも実施されるなど、職員の質の向上に向けた取り組みが行われています。 毎年保育士の実習生を受け入れておられますが、受け入れに関するマニュアルが整備されていませんでした。 ◎実習生の受け入れは、主に園長が担当しておられますが、園長の交替時や他の職員でも対応できるように、実習の受け入れ・実施手順などをまとめ、マニュアルとして整備されてはいかがでしょうか。また、学生が実習内容を把握したり、振り返りができるように実習生向けのマニュアルについても併せて検討されてはいかがでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	災害の種別毎に「危機管理マニュアル」を作成し、定期的に避難訓練を実施して対応手順を確認しておられます。緊急時に、職員間および保護者に迅速に伝達できるよう連絡網も整備し、緊急事態に備えたAEDの整備、研修も受講しておられます。 「子どもの安全管理に関するチェックリスト」を活用して、定期的に保育環境を確認するとともに、事故やヒヤリ・ハット事例は発生要因を分析し、再発防止策を職員に周知し、事故防止に努めておられます。

2 組織（法人または事業所）の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO. 14-15	出入口も広く、1階には園庭の他、絵本スペース、3階にはステージを設けた遊戯室、屋上にもプール遊びや遊具で遊べるスペースを整備し、3階建ての園舎を有効的に活用しておられます。保育室は、2階・3階に配置し、エレベーターが設置されています。年中・年長の子どもは階段を利用して3階まで移動しますが、階段には手すりや鏡を設置し、安全面にも配慮しておられます。トイレ・洗面所は、各保育室の横に配置し、発達段階に応じて、プライバシーに配慮した仕切りや扉が設置されています。 施設内の清掃は持ち回りで担当者を決めて丁寧に行われ、清掃状況はチェックリストで確認し、業者による定期的な害虫駆除も実施しておられます。
	(5)地域との交流と連携 自己評価：NO. 16	園として町内会に加入して地域行事に参加したり、コロナ禍以前は、敬老会や餅つき大会などで町内会と園児が交流する機会を設けておられました。住宅街に立地し、子育て世代のニーズに対応するため、地域の子育て家庭の一時預かりや子育て支援に積極的に取り組まれています。 ボランティアについては、受け入れ手順を整備し、主に近隣の中学・高校の生徒を受け入れておられます。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	広島市保育連盟や広島市私立保育協会の会議や研修等に積極的に参加し、行政や関連部署とも連携し、制度等の意見を提示されています。 財務諸表は開示規程を定め、WAMネットで公開しておられます。 ◎法人ホームページからも財務状況が確認できるように、WAMネットの公開情報とリンクさせたり、園だよりや園の掲示などで保護者等にも園の経営状況を公開して、安定した経営を周知されてはいかがでしょうか。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	個人情報保護マニュアルを整備し、職員には入職時に個人情報保護に関する誓約書を取られています。保護者にも重要事項説明書にて個人情報保護について説明し、同意を取られるとともに、子どもの写真撮影やSNSの投稿など取り扱いについても注意を促しておられます。 保護者の意見・意向は、登園・降園時や懇談会の際に聴き取り、職員会議等で職員と共有しておられます。保護者の面談用の相談室も整備しておられます。 苦情解決の体制、意見・要望の受付手順を定め、第三者委員や広島県社会福祉協議会などの相談窓口を玄関に掲示して保護者に周知し、受け付けた意見・苦情の内容および対応方法は詳細に記録して保管しておられます。 過去に保護者へ実施したアンケート調査の意見により職員が疲弊した経緯から、現在は保護者アンケートの実施、意見箱の設置はしておられないとのことでした。 ◎保護者が意見を述べる手段として、アンケート調査や意見箱の設置など複数の方法を設定してはいかがでしょうか。また、受け取った意見は管理職が精査して組織として職員をカバーする仕組みを構築され、必要に応じて職員にフィードバックし、職員を守りながらサービスの向上に繋げていかれることを期待します。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	毎年職員全員で自己評価に取り組まれており、福祉サービス第三者評価は今回が初めての受審でした。 虐待防止・感染症予防・災害対策などの業務マニュアルが整備されています。特に日々の保育に関わるマニュアルは、視覚的に理解できるよう図式化し簡潔にまとめられ、各保育室に配備されています。特に重要な項目は、定期的に掲示位置を変更して慣れが生じないような工夫がされています。 職員によるバラつきがないよう記録の見本を設け、子ども一人ひとりの記録が個人票に整理されています。「個人情報保護に関する基本方針」を設け、情報開示についても保護者に周知されています。 ◎今後はマニュアルに策定年月日・改訂年月日を追記されることを提案いたします。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	保育内容などは、ホームページやパンフレットで周知され、見学にも対応されています。入園時には入園説明会を実施し、重要事項説明書を兼ねた「入園のしおり」を用いて、転園や退園時の手続きや苦情申し立てなどの必要事項を説明して同意を得ておられます。 転園や卒園する子どもの状況は、年齢毎に様式を定め移行先に伝えておられます。卒園後も小学校の参観日に参加したり、部活やリトルリーグなどで活躍する卒園児を応援するなど継続的な関わりを持たれています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	<p>定期的に職員会議を開催し、出席できなかった職員や非常勤職員には、会議録を回覧して周知するとともに、別日を設けて、重要な項目の連絡や話し合いの場を設けておられます。</p> <p>職員同士で相談し合える風土が築かれており、保育に対する責任感と自覚など、支え合って保育の専門性の向上が図られています。内容により、主任・園長、統括園長、副理事長が助言・指導に対応しておられます。</p> <p>子どもに関する情報は、統一様式で記録され、施錠可能な棚に保管し、パソコンやUSB、写真の持ち帰りは厳禁であることを職員に周知徹底しておられます。</p>
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	<p>園長が作成される「全体的な計画」に沿って、クラス毎の「年間保育計画」「月間指導計画」を策定し、クラスと園長による評価が行われています。</p> <p>朝や夕方に行われる合同保育や日中活動で、異年齢の子どもが遊びながら交流する機会を設けておられます。外国籍の子どもも在籍されており、保護者には、個別説明や視覚的にわかりやすい説明資料を作成して対応しておられます。</p> <p>職員は、子どもが安心して思いを表現できるような関わりや雰囲気作りに取り組み、生活や遊びを通じて性別による好みなども否定することなく、子どもたちが一緒に育ち合えるような保育を実践しておられます。</p> <p>◎指導計画等での計画や評価・改善の記載内容にレベルのばらつきが散見されました。運営規程と事務分掌にあるとおり、今後は、園長・副園長・主任保育士が、計画作成の段階から関わり、「全体的な計画」や「年間保育計画」「月間指導計画」の連動性を持った作成と、「ねらい」に沿った「評価・反省」の指導と承認が行われ、指導計画やその評価が職員全員に周知されるよう期待します。</p>
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	<p>子どもの健康管理マニュアルを整備し、保護者から得た子どもの体調や感染症などの情報は、職員に周知し掲示して意識付けがされています。健康診断は年に2回、歯科検診は年に1回行われ、結果は保護者に連絡されるとともに、重要事項については、職員間で共有しておられます。</p> <p>毎月、園長・管理栄養士・調理員・クラス担任による給食会議が行われ、各クラスの食事状況や気付きなどを報告し合い、献立等に反映しておられます。年中・年長クラスを対象に、毎月、野菜の種取りや筋取り、解体した魚の観察など、管理栄養士と一緒に、調理の工程や食物の大切さを学ぶ食育の時間を設けておられます。</p> <p>アレルギーに対応した食事は、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、保護者・保育士・給食担当で打ち合わせを行い、保護者が毎月の献立を事前にチェックしたうえで提供しておられます。アレルギーのある子どもの情報は一覧に整理して職員間で周知するとともに、食事の配膳時は、調理室と保育室でダブルチェックを行い、机の位置やトレーの色を変えて、確実に子どもに提供されるよう徹底しておられます。子どもにアレルギー症状が発生した場合に備え、「アレルギー対応マニュアル」を整備しておられます。</p> <p>コロナ禍以前は、保育参観時に給食の試食会を実施したり、夏祭り子どもに人気のおやつを提供するなど、保護者も給食の味を確認する機会を設けておられました。保育所で提供される食事は、毎日玄関にサンプルを展示し、スプーンやはしの使い方なども保護者に伝え、家庭と連携して食事に取り組めるようアドバイスしておられます。</p>
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	<p>園内の温度・湿度測定を行い、換気を行いながら空調管理が行われ、各保育室に大きな窓を設け、明るい環境となっています。1階の園庭には、遊具や鉄棒、泥遊びができる砂場を設け、野菜なども栽培しておられます。屋上にも遊具を設置して遊びスペースを確保し、プール遊びの際には、遮光ネットや周辺マンションから見えないよう目隠しカーテンを利用して子どもと職員が安全に水遊びを楽しめるよう配慮しておられます。1階には、絵本を読んだり遊ぶことができるカーペット敷きのフリースペースも設けておられます。保育室は、絵本やおもちゃコーナーが設けられ、発達状況に応じた玩具が準備されています。</p> <p>園が準備するお昼寝マットにタオルなどを敷いてお昼寝をし、保護者の負担軽減にも配慮されています。定期的に制作活動が行われ、用具や素材などを提供されています。保育室には、子どもたちの夏らしい作品が壁面に飾られています。</p>

<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>子ども同士でのけんかなど日常生活の中で、子どもが相手の気持ちに気づくように支援し、子どもの発達段階に応じて、見守り、共感できるよう職員同士で言葉遣いや態度を注意し合い、子どもが安心して過ごせるよう取り組まれています。</p> <p>園外散歩や、地域の公園を利用するなど、積極的に園外へ出かけ、毎年交通安全教室を実施し、公共ルールを身に付ける機会とされています。</p> <p>牛乳パックで子どもが「宝物バッグ」を作成して、どんぐりや葉っぱを集めながら散歩をしたり、園庭で季節の野菜を栽培するなど、住宅街に立地しながらも子どもが自然に触れられるよう意識的に取り組まれています。</p> <p>時計の針に合わせて遊びや生活の時間を伝えるなど、子どもの発達に合わせて数量的感覚が身に付くように配慮されています。</p> <p>年中・年長の子どもを対象に、月に2回、外部の専門家を招いた音楽指導の時間を設け、マリンバや楽器の演奏などを通じて音楽を楽しむ心を育てられています。午前中や給食前、お昼寝前、夕方など1日を通じて、積極的に絵本の読み聞かせが行われています。課外授業として、希望者には保育所内で学習教室や英語教室など学習の機会が提供されています。</p> <p>乳児室は、本園から徒歩5分程度の商業施設の一角に設けられ、寝食・遊びスペースが十分に確保されています。離乳食の食材は、必ず家庭で経験したうえで提供し、保護者と連携しながら進めておられます。また、給食で提供される離乳食の形態がわかるよう、毎食、初期・中期・後期とそれぞれ写真で保護者に丁寧に伝えておられます。</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)の対応については、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに呼吸の状態を確認して記録し、緊急時に備え、対応マニュアルを整備し、訓練も実施しておられます。</p> <p>通常保育に加え、1～2時間の延長保育を実施し、おにぎりや手作りおやつなどの補食が提供されています。長時間過ごす子どもが充実した環境で過ごせるよう、職員間で子どもの様子が共有されています。</p> <p>建物内にエレベーターを設置し、保育室や廊下など建物内はバリアフリー構造で、加配の職員などとも連携し障害のある子どもも受け入れ、障害のない子どもと共に育つことを意識した保育が行われています。子どもの発達状況が気になる子どもは特に、保護者と相談し、西部療育センターや行政の指導を進めておられます。</p>
<p>3 子育て支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>送迎時の会話や連絡帳を通じて、子どもの日々の様子を保護者と情報共有しておられます。今年度から、連絡帳をICT化したことで、個別の様子からクラスでの保育内容までを、園と保護者の間でより詳細に連絡し合えるようになったとのことでした。</p> <p>随時、個人面談で育児相談などに応じておられ、コロナ禍で中止されていた保護者が集まる懇談会も、今年度より再開されるとのことでした。毎月、園だよりと各クラスだよりを発行し、子どもの様子を伝えておられます。</p> <p>随時、保護者からの相談を受け付け、難しいケースの場合は担任だけでなく、園長や統括園長、副理事長に相談しながら対応しておられます。相談内容や対応方法は育児相談記録簿に記録して保管し、継続的な支援が行われています。</p> <p>日常的に子どもの様子や保護者の言動に気を配り、虐待等、不適切な養育が行われている場合には、虐待対応マニュアルに沿って、子どもや保護者の話を聞いたり、身体状況を写真に記録し職員間で周知して経過観察し、状況に応じて児童相談所への相談・通告がされています。</p> <p>◎保護者へのアンケート調査が行われていませんでした。対応が難しい意見などを受け取るケースもあるかもしれませんが、保護者の思いや地域の保育ニーズの把握などの手段としても有効です。保護者の意見を聴く姿勢をみせること、また、意見への対応を返していくことで保護者との信頼関係がさらに深まることを期待しています。</p>

<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31</p>	<p>食中毒や感染症の予防および対応マニュアルを整備し、職員に周知されるとともに、子どもの発達状況に応じて手洗いの方法をイラストで視覚的に理解できるように掲示して感染症予防の理解に繋げておられます。保護者にも感染症の発生状況を掲示して伝えておられます。</p> <p>職員の健康状態は日々確認し、体調不調による休暇取得も就業規則に定めておられます。</p> <p>事故や天災に備え、対応マニュアルを整備し、ハザードマップなども掲示しておられます。屋上から1階まで繋がる非常階段やベランダなど、状況に応じた避難ルートを確立し、定期的な避難訓練を実施しておられます。緊急時には保護者へ迅速に連絡できるよう緊急連絡先も整理されています。各クラスで起きたヒヤリ・ハット事例は原因を検討し、改善策までを記録し、全職員に回覧して周知しておられます。</p> <p>玄関は施錠し、防犯カメラも設置しておられます。子どもの送迎は、玄関で行われるため、園内に職員以外は入れず、安全が確保されています。不審者対応マニュアルも整備し、職員に周知しておられます。</p> <p>◎食中毒警報などの情報は、職員には伝えておられますが、今後は、保護者にも園内掲示などで注意を促されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎体調不良による休暇取得や対応については就業規則で定めておられますが、感染拡大防止の観点から、感染症の種別や同居家族の感染状況を考慮し、勤務交替や保育室・調理室への立入りの制限、子どもとの接触の制限など、グレーゾーンを明確化して職員によりばらつきが出ないように、また、職員が安心して働けるよう交替基準を定め、マニュアルまたは内規に明記して、周知されてはいかがでしょうか。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>発達上の課題が見られる子どもは、保護者から積極的に相談を受け、家庭での様子を聴きながら専門機関への紹介なども含め、支援しておられます。就学に向けて、情報交換を行うなど、小学校との連携に努め、民生委員児童委員や町内会などとも連携し、ネットワークが築かれています。</p> <p>毎月、制作などを行う地域支援事業や、わかばママ・パパ応援教室などを実施し、出産前から保育所通園前の家庭まで地域住民の子育ての不安に寄り添っておられます。一時保育では、安心して過ごせるように一時預かり室を設け、毎日1～2人の子どもを預かっておられます。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的などビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	B	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	B	○

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織（法人または事業所）の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	B	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(5)地域との交流と連携					
16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
(6)事業の経営・運営					
17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	
3 適切な福祉サービスの実施					
(1)利用者本位の福祉サービス					
19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	B	○
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	B	○
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	
(2)サービス・支援内容の質の確保					
25	質の向上に向けた組織(法人または事業所)的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	
(3)サービスの開始・継続					
29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所(施設)の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	B	○
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	B	○
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな年代との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	B	B	○
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	